⑸　更生計画案提出後、更生計画認可決定時までに売却された場合の措置

更生計画案提出後、更生計画認可決定時までに売却不動産が売却されたときは、各更生担保権者に対する弁済金額につき、当該各更生担保権者のために預金質権を設定する。当該預金質権に係る更生担保権及び変更更生債権額については、質権が設定された預金額を別表17の弁済額とみなして本節第３の定めに従って弁済する。質権が設定された預金額が確定更生担保権額を下回る場合は、その差額を確定更生担保権不足額とみなし、本節第１、３⑵エの定めに従って権利の変更をし、弁済を実施する。

３　権利の変更及び弁済方法

⑴　継続保有不動産に係る更生担保権

別表33ｂ及び34ｂ記載の継続保有不動産については、別表７記載の確定更生担保権額を更生計画認可決定確定の日から４か月以内に、一括弁済する。

⑵　売却不動産に係る更生担保権

ア　別表35ないし38の各ｂ記載の売却不動産を売却した場合は、各売却不動産の売却の都度、売却手取額を、当該売却不動産に係る各更生担保権者に対し、担保権の順位及び内容に従って、確定更生担保権として、それを超える金額部分については変更更生債権として、売却代金の入金後１か月以内に弁済する。

イ　同一売却不動産について更生担保権者が複数ある場合の売却手取額の配分方法は、以下のとおりとする。

①　別表35ｂ記載の本社が売却されたとき

別表11記載の配分割合による。

②　別表36ｂ記載の売却不動産である工場・機材センターが売却されたとき

別表12記載の配分割合による。

③　別表37ｂ記載のマンション等が売却されたとき

売却手取額が386,268,767円に達するまでは別表13記載の第１順位抵当権者に、これを超える場合は同表記載の第２順位抵当権者に配分する。

ウ　株式会社みずほ銀行の確定更生担保権額の合計額のうち保証債務履行請求権である債権元本2118万2866円及び利息・損害金（変更更生債権となり得る部分を含む）については、主債務者の弁済しないことが確定した金額を弁済対象額とする。

エ　各更生担保権者において確定更生担保権不足額が生ずる場合については、本章第５節第１、２の規定を適用して一般更生債権と同等に権利を変更し、弁済を実施する。なお、上記規定の適用にあたっては、「更生計画認可決定日」を「更生計画認可決定日または確定更生担保権不足額が確定した日のいずれか遅い日」に、「更生計画認可決定確定の日」を「更生計画認可決定確定の日または確定更生担保権不足額が確定した日のいずれか遅い日」に、それぞれ読み替えるものとする。

オ　売却未了の売却不動産について、担保権の放棄があった場合、当該放棄に係る担保権者との関係では、担保権放棄の日に、当該売却不動産が売却手取額０円で売却されたものとみなす。

第２　株式を目的とする担保権に係る更生担保権

１　確定更生担保権

（確定更生担保権）

３件

12億6965万2100円

（債権者数）３名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　管財人は、別表16記載の売却株式について、売却手取額が売却株式に係る売却基準額以上である場合には、裁判所の許可を得て売却することができる。ただし、売却手取額が売却基準額未満の場合であっても、売却株式に係る更生担保権者の同意がある場合は、裁判所の許可を得て売却することができる。

別表16記載の売却株式を売却した場合は、各売却株式の売却の都度、売却手取額を、当該売却株式に係る更生担保権者に対し、担保権の順位及び内容に従って、確定更生担保権として、それを超える金額部分については変更更生債権として、売却代金全額の入金後１か月以内に弁済する。

なお、更生計画案提出後、更生計画認可決定時までに売却された場合には、本節第１、２⑸の規定を準用する。

⑵　管財人が売却の努力をしたにもかかわらず、更生計画認可決定確定の日から６か月が経過するときまでに、前記⑴に基づいて売却株式を売却することができないときは、管財人は、裁判所の許可を得て、管財人が相当と認める売却価格による売却をすることができ、各売却株式の売却の都度、売却手取額を、当該売却株式に係る更生担保権者に対し、担保権の順位及び内容に従って、確定更生担保権として、それを超える金額部分については変更更生債権として、売却代金全額の入金後１か月以内に弁済する。

⑶　各更生担保権者において確定更生担保権不足額が生ずる場合については、本節第１、３⑵エの規定を適用する。

⑷　売却未了の売却株式について、担保権の放棄があった場合、当該放棄に係る担保権者との関係では、担保権放棄の日に、当該売却株式が売却手取額０円で売却されたものとみなす。

第３　担保変換された預金質権に係る更生担保権

１　確定更生担保権

（確定更生担保権）

４件

７億1242万0419円

（債権者数）３名

２　権利の変更及び弁済方法

別表40記載の担保変換された預金質権に係る更生担保権は、別表17記載の弁済額を更生計画認可決定確定の日から１か月以内に一括弁済する。

第４　リース・所有権留保に係る更生担保権

１　確定更生担保権

（確定更生担保権）

23件

２億9655万9549円

（債権者数）23名

２　権利の変更及び弁済方法

別表41記載のリース・所有権留保に係る更生担保権は、別表18記載の弁済額を更生計画認可決定確定の日から４か月以内に一括弁済する。

第５　動産売買先取特権に係る更生担保権

１　確定更生担保権

（確定更生担保権）

２件

9665万9666円

（債権者数）２名

２　権利の変更及び弁済方法

動産売買先取特権に係る更生担保権は、別表19記載の弁済額を更生計画認可決定確定の日から４か月以内に一括弁済する。

第６　保証金質権に係る更生担保権

１　確定更生担保権

（確定更生担保権）

１件

575万円

（債権者数）１名